

嘉麻市地下水採取規制条例施行規則

平成25年9月30日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市地下水採取規制条例（平成25年嘉麻市条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(第1種井戸に係る申請及び届出様式)

第3条 条例第7条に規定する申請は、第1種井戸地下水採取許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第9条第1項に規定する届出は、第1種井戸設置届出書（様式第2号）によるものとする。

3 条例第9条第2項に規定する届出は、第1種井戸地下水採取変更届出書（様式第3号）によるものとする。

4 条例第11条第2項に規定する届出は、第1種井戸廃止・井戸種別変更届出書（様式第4号）によるものとする。

(第2種井戸に係る届出様式)

第4条 条例第13条第1項に規定する届出は、第2種井戸地下水採取届出書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第13条第2項に規定する届出は、第2種井戸設置届出書（様式第6号）によるものとする。

3 条例第13条第3項に規定する届出は、第2種井戸廃止・変更届出書（様式第7号）によるものとする。

(第1種井戸地下水採取許可通知書等)

第5条 市長は、条例第7条の規定により許可を受けようとする者から申請があった場合において、許可することを決定したときは第1種井戸地下水採取許可通知書（様式第8号）により、許可しないことを決定したときは第1種井戸地下水採取不許可通知書（様式第9号）により、当該許可申請者に対して通知するものとする。

(第1種井戸地下水採取許可取消通知書)

第6条 市長は、条例第12条第1項の規定により許可を取り消したときは、第1種井戸地下水採取許可取消通知書(様式第10号)により、当該第1種井戸採取者に対して通知するものとする。

(説明会の周知等)

第7条 条例第8条第2項の規定による周辺住民への事前の周知は、当該説明会の開催日程及び開催場所、井戸設置工事の内容等について、文書による通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による市長への事前の通知は、地下水採取説明会開催事前通知書(様式第11号)によるものとする。

3 条例第8条第4項の規定による結果報告は、地下水採取説明会結果報告書(様式第12号)によるものとする。

(水量測定器の設置及び採取量の報告)

第8条 条例第10条に規定する水量測定器は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 副管付水道メーター

(2) 軸流羽車式水道メーター

(3) ベンチュリー管分流水道メーター

(4) 接続流羽根車式水道メーター

(5) その他前各号に掲げる水量測定器と同等以上の能力を有するもの

2 条例第10条の規定による毎月の採取量の報告は、4月、7月、10月、1月に前3月分毎の報告とする。

3 前項の報告様式は、第1種井戸地下水採取量報告書(様式第13号)によるものとする。

(地位の承継の届出)

第9条 条例第15条第3項に規定する届出は、地下水採取者地位承継届出書(様式第14号)によるものとする。

(立入調査等に係る身分証明書)

第10条 条例第16条第2項(条例第17条第2項において準用する場合を含む。)に規定する職務権限を示す証明書は、嘉麻市地下水採取立入調査等身分証明書(様式第15号)によるものとする。

(勧告等の措置の届出)

第 1 1 条 条例第 2 0 条に規定する届出は、勧告等措置届出書（様式第 1 6 号）によるものとする。

（補則）

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置に伴う届出及び報告様式）

2 条例附則第 2 項に規定する届出は、第 1 種井戸地下水採取届出書（経過措置）（附則様式第 1 号）によるものとする。

3 条例附則第 4 項に規定する報告は、第 1 種井戸地下水採取量報告書（様式第 1 3 号）によるものとする。

4 条例附則第 5 項に規定する届出は、第 2 種井戸地下水採取届出書（経過措置）（附則様式第 2 号）によるものとする。

様式（省略）